

令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち別表に規定する条件不利地域を除いた地域（以下「東京圏」という。）の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了し、青森県内に所在する企業等に就業するため本市に移住する意思を有する者に対し、当該年度の予算の範囲内で地方就職学生支援金（以下「学生支援金」という。）を交付することにより、本市への移住を促進することを目的とする。

(対象者の要件)

第2条 学生支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 次の移住等に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 次に掲げる移住前に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 東京都内に本部がある大学等の東京圏内のキャンパスに在学（原則として4年以上の期間在学し、又は在学する見込みであるものに限る。）し、当該大学等を卒業し、又は修了したこと（大学等の在学中に、第4条第1項の規定による申請を行う者（以下「在学中申請者」という。）にあっては、大学等の卒業年度又は修了年度（以下「卒業等年度」という。）において、当該大学等を卒業し、又は修了する見込みであること）。

(イ) 大学等の卒業等年度において、東京圏内に継続して居住していること。

イ 次に掲げる移住後に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 本市に移住したこと（在学中申請者にあっては、青森県内に所在する企業等に就職することが内定していること）。

(イ) 第4条第1項の規定による申請の日から1年以上継続して本市に居住する意思を有していること（在学中申請者にあっては、大学等の卒業又は修了後に（ア）に規定する企業等に就職し、転入（住民票を移さず転出した者にあっては、就業開始日）から1年以上本市に居住する意思を有していること）。

ウ 次に掲げる移住前及び移住後に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 市税に未納の額がないこと。

(エ) 青森県及び本市が学生支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(オ) 大学等の卒業又は修了の日から1年以内（在学中申請者にあっては、第4条第1項の規定による申請時において、就業開始予定日前1年以内）かつ就業開始日から1年以内であること。

(2) 次に掲げる就業に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 次に掲げる就業先に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 勤務地が青森県内に所在する企業等に第2条第1号アに掲げる要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること（在学中申請者にあっては、就職する予定であること）。

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接待業務受託営業を営む者でないこと。

(ウ) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

(エ) 官公庁等（青森県内の市町村及び第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。

(オ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

イ 次に掲げる就業条件等に関する要件のいずれにも該当すること。

(ア) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること（在学中申請者にあつては、就業の見込みがあること。）。

(イ) 本市を中心とした勤務を基本とする採用であること（在学中申請者にあつては、採用予定であること。）。

(ウ) 東京圏への勤務を前提としない採用であること（在学中申請者にあつては、採用予定であること。）。

(学生支援金の額)

第3条 学生支援金の額は、次の各号に掲げる経費区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 交通費 前条第1号イ(ア)に規定する内定に係る東京圏と選考面接等の会場（市内に所在する会場に限る。）との間の往復1回に要した交通費（就業先又は内定先から交通費が支給される場合は、当該交通費の額を控除した額）の2分の1の額又は1万7,000円のいずれか低い額とする。

(2) 移転費 本市へ移住するために要した移転費（就業先又は内定先から移転費が支給される場合は、当該移転費の額を控除した額）の2分の1の額又は10万8,000円のいずれか低い額とする。

(交付の申請)

第4条 学生支援金の交付を受けようとする者は、令和8年12月28日までに、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付申請書（様式第1号）に第2条の要件に該当することを証する書類として、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 本人確認ができる書類

(2) 就業証明書（様式第2号）

(3) 募集要項、雇用契約書等、本市を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料

(4) 大学等の卒業等年度の居住地が分かる住民票

(5) 在学証明書（在学中の場合に限る。）

(6) 交通費及び移転費の領収書

(7) 個人情報確認同意書（様式第3号）

(8) 卒業証明書又は修了証明書（卒業又は修了の日が就業開始日から1年以内のものに限る。）

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により提出しなければならない書類により証明すべき事実を、市が保有する公簿により確認することができるときは、当該申請者の同意を得て、当該書類の添付を省略させることができる。

(交付の決定及び額の確定)

第5条 市長は、前条第1項の申請があつたときは、その内容を審査し、学生支援金の交付の可否の決定及び当該学生支援金の額を確定し、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(学生支援金の交付)

第6条 市長は、前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）から令和8年度青森市地方就職学生支援金交付請求書（様式第5号）の提出があつたときは、当該請求に基づき学生支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付の申請)

第7条 申請者は、学生支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願（様式第6号以下「再交付願」という。）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 市長は、前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付決定通知書〔再交付〕(様式第7号)を申請者に交付するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 市長は、学生支援金の交付について必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告を求め、又は立入調査をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定により報告を求められたときは、居住状況報告書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(返還請求)

第10条 市長は、学生支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、令和8年度青森市地方就職学生支援金返還請求書(様式第9号)により、期限を定めて学生支援金の全額の返還を請求するものとする。ただし、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると市長が認める場合又は青森県内の他市町村に転出する場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請等をした場合

(2) 申請日から起算して1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合(在学中申請者に限る。)

(3) 申請日から起算して1年以内に本市へ転入しなかった場合(申請時に既に本市に住民票がある場合を除き、在学中申請者に限る。)

(4) 就業開始日から起算して1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合(退職日から3か月以内に県内の別の企業等に就職する場合を除く。)

(5) 転入日から1年以内に本市から転出した場合(住民票を移さず転出した者にあつては、企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から起算して1年以内に本市から県外に転出した場合)

(返還の免除)

第11条 学生支援金の交付を受けた者は、前条第1項に規定する事由に該当するに至った要因が、就業先の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、地方就職学生支援金返還免除申請書(様式第10号)及び当該事情を証する書類により返還の免除を申請することができる。

2 市長は、前項の申請があつたときは、返還免除の可否について地方就職学生支援金返還免除協議書(様式第11号)により青森県に協議するものとする。

3 市長は、第1項の申請を受理したときは、前項の青森県の同意後、その内容を審査し、返還免除に係る決定内容を学生支援金返還免除承認通知書(様式第12号)又は学生支援金返還免除不承認通知書(様式第13号)により当該申請者に通知するものとする。

(返還請求に係る情報共有)

第12条 市長は、学生支援金の交付を受けた者が青森県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し通知するものとする。

2 青森県内の他市町村から学生支援金の交付を受けた者が当該他市町村から本市に転入し、その後青森県外に転出した場合は、学生支援金の支給市町村に対してその旨を通知するものとする。

3 返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有するものとする。

(取扱方法)

第13条 この要綱及び青森市補助金等の交付に関する規則(平成17年青森市規則第62号)に定めるもののほか、学生支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

別表（第1条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、神川町
千葉県	銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、山武市、匝瑳市、香取市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、栄町、多古町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町
神奈川県	三浦市、山北町、真鶴町、箱根町、湯河原町、清川村

青森市長 様

年 月 日

令和8年度青森市地方就職学生支援金交付申請書
(交通費を申請する場合)

令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱第4条第1項の規定により、地方就職学生支援金(交通費分)の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
在学大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名			
	所在地			
	会場住所			
面接・試験日	年 月 日			
内定日	年 月 日			

3 移動経路(往復)

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください) ※

別紙「学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
転入日から1年以上継続して、青森市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、学生支援金の支給対象となりません。

学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び青森市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、学生支援金の全額を返還します。
 - (1) 学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 学生支援金の申請日から起算して1年以内に学生支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - (3) 学生支援金の申請日から起算して1年以内に青森市に転入しなかった場合
 - (4) 学生支援金の要件を満たす就業先への就業開始日から起算して1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く。）
 - (5) 転入日から1年未満に青森市から転出した場合

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び青森市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び青森市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び青森市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

青森市長 様

年 月 日

令和8年度青森市地方就職学生支援金交付申請書
(移転費を申請する場合)

令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱第4条第1項の規定により、地方就職学生支援金（移転費分）の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 勤務先企業

勤務先	企業名		
	所在地		
就業開始日	年 月 日		

3 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

4 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（青森市）に元からある（移動させてない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

5 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
転入日から1年以上継続して、青森市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、学生支援金の支給対象となりません。

学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び青森市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、学生支援金の全額を返還します。
 - (1) 学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 学生支援金の申請日から起算して1年以内に学生支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - (3) 学生支援金の申請日から起算して1年以内に青森市に転入しなかった場合
 - (4) 学生支援金の要件を満たす就業先への就業開始日から起算して1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く。）
 - (5) 転入日から1年以内に青森市から転出した場合（住民票を移さず転出した場合は、要件を満たす就業先への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内）

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び青森市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び青森市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び青森市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

4 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

A. 移住先（青森市）に元からある（移動させてない）※2	
B. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙「学生支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙「地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
転入日から1年以上継続して、青森市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない

※3 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、学生支援金の支給対象となりません。

学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び青森市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、学生支援金の全額を返還します。
 - (1) 学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 学生支援金の申請日から起算して1年以内に学生支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - (3) 学生支援金の申請日から1年以内に青森市に転入しなかった場合
 - (4) 学生支援金の要件を満たす就業先への就業開始日から起算して1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く。）
 - (5) 転入日から1年以内に青森市から転出した場合（住民票を移さず転出した場合は、要件を満たす就業先への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内）

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び青森市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び青森市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び青森市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

学生支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、青森県及び青森市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、学生支援金の全額を返還します。
 - (1) 学生支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - (2) 学生支援金の申請日から起算して1年以内に学生支援金の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合
 - (3) 学生支援金の申請日から1年以内に青森市に転入しなかった場合
 - (4) 学生支援金の要件を満たす就業先への就業開始日から起算して1年以内に辞した場合（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業等に就業する場合を除く。）
 - (5) 転入日から1年以内に青森市から転出した場合（住民票を移さず転出した場合は、要件を満たす就業先への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内）

地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

青森県及び青森市は、地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、青森県及び青森市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、青森県及び青森市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

青森市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（地方就職学生支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
内定年月日	年 月 日
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週 20 時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営 を 担う者との関係	3 親等以内の親族に該当しない
移住先地域内での 就業の有無	<input type="checkbox"/> 居住している青森県内の事業所に就業している (予定も含む※交通費の事前申請の場合)
対象経費の支援	<input type="checkbox"/> 就職活動等の参加に係る交通費の支給をしていない <input type="checkbox"/> 当該地域への移動に係る移転費の支給をしていない

あおり移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、青森県及び青森市の求めに応じて、同青森県及び青森市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

個人情報確認同意書

年 月 日

青 森 市 長 様

住 所

氏 名

電話番号

私は、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、学生支援金の交付に関して必要な範囲内において、青森市が保有する私に関する下記の情報について、必要な事項を確認することに同意します。

記

- 1 住民基本台帳情報
- 2 青森市の市税の賦課徴収に関する情報

様

青森市長

令和 8 年度青森市地方就職学生支援金交付（不交付）決定通知書

令和 年 月 日に申請のあった令和 8 年度青森市地方就職学生支援金について、次のとおり決定したので、令和 8 年度青森市地方就職学生支援金交付要綱第 5 条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

（備考）

- 1 青森市は、令和 8 年度青森市地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、学生支援金の全額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - ・申請日から 1 年以内に学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - ・申請日から 1 年以内に青森市に転入しなかった場合
 - ・就業した日から 1 年以内に地学生支援金の要件を満たす職を辞した場合
（ただし、退職から 3 か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）
 - ・青森市への転入日から 1 年以内に青森市から転出した場合（住民票を移さず転出した場合は、要件を満たす就業先への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 1 年以内）
- 2 青森市は、令和 8 年度青森市地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、青森県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考 1 に定める返還請求を行う場合があります。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

青 森 市 長 様

住所
氏名

印

令和8年度青森市地方就職学生支援金交付請求書

年 月 日付け青市指令連第 号で交付決定のあった令和8年度青森市地方就職学生支援金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

請求額 円

なお、支援金については、下記の口座に振込みしてください。

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

年 月 日

青 森 市 長 様

令和8年度青森市地方就職学生支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日付けで学生支援金の交付決定を受けましたが、下記の理由により通知書を再交付願います。

申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		西暦	年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
再交付理由			

青 市 連 第 号
年 月 日

様

青森市長

令和8年度青森市地方就職学生支援金交付決定通知書〔再交付〕

年 月 日に再交付願のあった令和8年度青森市地方就職学生支援金交付決定通知書について、下記のとおり再交付いたします。

記

交付決定額 円

（備考）

- 1 青森市は、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、学生支援金の全額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
 - ・申請日から1年以内に学生支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - ・申請日から1年以内に青森市に転入しなかった場合
 - ・就業した日から1年以内に学生支援金の要件を満たす職を辞した場合
（ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）
 - ・青森市への転入日から1年以内に青森市から転出した場合（住民票を移さず転出した場合は、要件を満たす就業先への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内）
- 2 青森市は、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱の規定に基づき、青森県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

居住状況報告書

年 月 日

青 森 市 長 様

氏名

令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、報告します。

居住状況

住所	〒
電話番号	

※上記の住所が記載された直近1月の電気、ガス、水道等の公共料金の請求書又は領収書（写しでも可）を添付してください。

青 市 連 第 号
年 月 日

様

青森市長

令和8年度青森市地方就職学生支援金返還請求書

年 月 日付け青市指令連第 号で交付決定した学生支援金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱第10条の規定により返還を請求します。

記

1 交付済額

2 返還請求額

3 取消しの理由

4 返還期限

5 返還方法

下記の指定口座へ振込

金融機関名：青森みちのく銀行 支店名：青森市役所支店

種類：普通預金 口座番号：95010 口座名義人：青森市会計管理者

※恐れ入りますが振込手数料は 様の負担でお願いいたします。

年 月 日

青 森 市 長 様

住所
氏名

地方就職学生支援金返還免除申請書

令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり学生支援金の返還免除を申請します。

記

返還対象要件 (該当項目にレ点)	全額の返還 <input type="checkbox"/> 虚偽の申請等をした <input type="checkbox"/> 申請から起算して1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった <input type="checkbox"/> 申請から起算して1年以内に青森市に転入しなかった <input type="checkbox"/> 就業した日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した(ただし、退職日から3か月以内に県内の別の企業等に就職する場合を除く。) <input type="checkbox"/> 転入日から1年以内に青森市から転出した(住民票を移さず転出した場合は、要件を満たす就業先への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から1年以内)
返還免除申請額	万円
返還免除申請理由 (該当項目にレ点)	<input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職 <input type="checkbox"/> 災害による転居・離職 <input type="checkbox"/> 病気による転居・離職 <input type="checkbox"/> その他 <div data-bbox="544 1509 1390 1749" style="border: 1px solid black; height: 100px; margin-top: 10px;"></div>

【添付書類】

免除理由を証明できる書類

年 月 日

青森県知事 様

青森市長 印

地方就職学生支援金返還免除協議書

令和 8 年度青森市地方就職学生支援金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、学生支援金の返還免除に係る下記の決定について協議します。

記

返還免除申請者氏名	
既支給額	円
返還免除申請額	円
返還免除の可否 (いずれかに○)	免除する ・ 免除しない
可否を判断した理由	<p>【免除する場合】(該当項目にレ点) 次の理由により免除することがやむを得ないと判断されるため</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 雇用企業の倒産等の事業主都合による離職<input type="checkbox"/> 災害による転居・離職<input type="checkbox"/> 病気による転居・離職<input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; height: 60px; margin-top: 10px;"></div> <p>【免除しない場合】</p> <div style="border: 1px solid black; height: 60px; margin-top: 10px;"></div>

【添付書類】

- ・ 地方就職学生支援金返還免除申請書の写し
- ・ 返還免除理由を証明する書類の写し

様式第12号（第11条関係）

青市連第 号
年 月 日

様

青森市長

令和8年度青森市地方就職学生支援金返還免除承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった青森市地方就職学生支援金の返還については、下記のとおり免除することに決定したので、令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

記

- 1 返還免除申請額
- 2 返還免除承認額

様式第13号（第11条関係）

青市連第 号
年 月 日

様

青森市長

令和8年度青森市地方就職学生支援金返還免除不承認通知書

年 月 日付けで返還免除申請のあった学生支援金については、下記の理由により令和8年度青森市地方就職学生支援金交付要綱第11条第1項の規定に該当しないことから、返還免除申請を承認しないこととしましたので、同条第3項の規定により、通知します。

記

1 不承認とする理由